

平成 24 年度第 5 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 6 月 9 日（土）9:15～12:00
- 2、開催場所 青森市福祉増進センター 3 階 中・大会議室
- 3、出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、石岡まつ委員、原朗委員、西村恵美子委員、沼田徹委員、鳴海明敏臨時委員、石橋修臨時委員、鷲岳覚臨時委員、高橋多恵子臨時委員、小笠原梓臨時委員
- 4、欠席委員 松浦健悦委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課主幹 西澤 哲司、子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、その他出席者 青森市子ども委員 20 名、学生サポーター 6 名
- 7、会議内容
 - 1、開会
 - 2、健康福祉部長あいさつ
 - 3、案件
 - (1)(仮称)子どもの権利条例骨子案の検討
 - (2)子ども委員による(仮称)子どもの権利条例骨子案についての意見発表及び意見交換
 - 4、その他
 - 5、閉会

案件(1) (仮称)子どもの権利条例骨子案の検討

事務局より資料 1～資料 4 について説明

事務局

資料 1 については、「(仮称)子どもの権利条例骨子案(差替え版)」ということで、事前に皆様にお送りしていたものから若干の変更があったので、本日、差替え版を配布させていただきました。変更になった点は、2 ページの「2. ことばの意味」の 保護者の部分で、「親又は親に代わり」という記載の部分が、事前にお渡しした資料では、「親及び親に代わり」となっていたのが、「及び」から「又は」に変更になっている。

資料 2 については、今まで様々な議論をしていただいた骨子案の変遷を表記している。5 月 12 日の専門分科会終了時点では、前文から始まり 7 章立て、そして、5 月 20 日の専門分科会終了時点では 5 章立てになり、5 月 26 日と 6 月 3 日の 2 回に渡り起草委員の方にご議論いただき、案としてまとまったものが、「6 月 9 日専門分科会起草委員案」ということで、前文に始まり 4 章立ての構成となっている。本日は、この「6 月 9 日専門分科会起草委員案」を基に、皆様にご議論を進めていただきたいと考えている。

資料 3 については、前回の会議の際に鳴海委員よりご指摘を受け、そもそも、今回の議論は札幌市の条例をベースに始まり、様々な変遷を経て今の形になっているが、札幌市で条文として定めているものが、今、青森市で作っている条例案のどの部分にどのような形で対応しているのかというのが分かるものがあつたほうが良いのではないかというご意見を形にしたものが、資料 3 になっている。左側が札幌市の条例、真ん中が本日皆様にご議論いただく青森市の条例

の案、それがどういう形で反映されているのかというのが右側に記載されている。こちらを参考に、本日のご議論を進めていただきたいと思います。

資料4については、本日の後半部分で、子ども委員会議と合同の会議を進めていただくことになるが、子ども委員の子どもたちは、5月12日時点での骨子案をベースに話し合いをしているので、本日、子ども委員から投げ掛けられる意見は、あくまでもこの5月12日時点の骨子案をベースにしたものになるということを意識していただき、本日の議論をしていただきたいと思います。

意見主な意見は以下のとおり

(【資料1】「(仮称)子どもの権利条例骨子案」に基づき議論)

前文について

前文については、以前の議論では、子ども宣言文のことや、子どもの話をちゃんと聞いて欲しいということについて入れ込んだ前文がいいのではないかと話されていたが、起草委員の中では、「子どもの最善の利益」というのを、「子どもの本当のしあわせ」という言葉で表したいと考えた。また、その子がその子らしくまっすぐに生きていくというようなことや、「育ちあう森」というイメージにちなんだ内容を入れ込んだ前文にしたいということで考えている。

私は、やはり言葉として、「最善の利益」というのを入れておきたいと思う。「子どもにとっての本当のしあわせ」というのは、そのとおりではあるが、もあまりに叙情的な表現になってしまうことは避けたいと思う。

ジュネーブ宣言依頼、「子どもの最善の利益」という言葉が使われており、その言葉は子どもの権利条約や、各自治体の条例の中でも使われているということもあるので、カッコ書きで入れ込むなり、解説の中で反映させるというような配慮も必要であるかと思う。

第1章(総則)について

4の「大人の役割」の保護者の役割についての部分で、「権利の尊重に努めなければなりません」ではなく、保護者は第一の責任者なのですということが書かれていなければならないと思うので、この部分の文章を組み替えて、「保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの年齢や成長・発達に応じた支援や指導を行う子育ての第一の責任者でなければなりません」と言い切ったほうが良いと思う。保護者は、子どもの権利の尊重に「努める」ものではなく、第一義的な責任は親にあるのだということを明確にしておかなければならないと思う。

最近、色々な所で言われているような、「親がまずやらなければいけない」ということを、あまり強調しすぎて、「親が絶対の責任」ということを言ってしまうと、他の部分が弱まるというか、「親だけでやってください」というイメージが強くなってしまっているので、その表現は、若干やわらかくてもいいと思う。親が第一義的な責任者だけでも、それを果たすために周囲の協力も必要だというニュアンスがどこかに入れればいいのだと思う。

保護者は、子どもの権利を尊重することを基にして、子育ての第一の責任者であるという責任を負うのだということが書かれているほうが、説得力があるように思う。

権利条約の中にも、保護者の第一義的な責任ということについては書かれているが、他都市

における条例を見ても、家庭における責任だけを強調しているものは少ないと思う。家庭が機能すべきだけれど機能していない場合にどこかがフォローしたりというように、どこかで子どもたちを支える仕組みが必要だということで、基本的には、地域全体で子どもたちを支えていくという趣旨のほうメインの考えではないかと認識している。

4の部分の書き方について、は、「大人は必要な支援を行わなければならない」、は、「保護者は権利の尊重に努めなければならない」、は、「育ち学ぶ施設の関係者は権利の尊重に努めなければならない」、は、「地域住民は子どもの権利の保障に努めなければならない」となっているが、この文言について、少し吟味して検討する必要があると思う。については、この書き方でいいかと思うが、の保護者は、「権利の尊重に努めなければならない」という、努力義務のような書き方よりも、もう少し強く、「権利を保障しなければなりません」と言い切ってしまうのもいいと思う。の育ち学ぶ施設の関係者についても同じことが言えると思うし、あるいは、一段下げた言い方をしたほうがいいのか、考える必要があると思う。の地域住民については、「権利の保障に努めなければならない」というよりも、ここはむしろ「尊重」でいいのではないかと思う。そのあたりのバランスを考えながら書き方を変える必要がある。

それから、「1.目的」の2行目のところで、「子どもにとって大切な基本的権利」とあるが、第2章で「子どもにとって大切な権利」という言い方をするのであれば、ここでも同じように「大切な権利」と言ってしまったほうがいいと思う。

は、大人全般が支援を行わなければならないというように、はっきりとした責務の形になっていながら、の保護者の部分では、尊重することの努力義務のような、二重に曖昧な書き方になっているので、「保障しなければなりません」という書き方のほうがふさわしいのではないか。

子どもの権利を保障するために、実際に行うことは何なのかというと、支援や指導ということになるので、「権利を保障するために、支援や指導を行わなければならない」という書き方にしたほうがいいのではないか。

この部分は、4章にも掛かってくると思うが、4章のはじめの部分に「子どもの権利の侵害に関する相談・救済」とあるが、侵害されることの逆は何になるのか。「保障」になるのだろうか。

侵害されたものを救済することは「擁護」にもなるし「保障」にもなるが、必ずしも侵害されたものを元に戻すことだけが保障ではなく、侵害されないようにすることも権利保障になると思う。

大人の役割の部分で、「努めなければなりません」と言ったとき、「努めていない」ことは侵害にあたるのかというようなところで、「侵害」の定義が非常に重要になってくると思う。権利が保障されていない場合は、それは侵害にあたるのだろうか。保障と尊重の用語の使い方のところで、4章にも掛かってくるのではないか。

侵害というと、一方的に犯されているイメージがあるが、犯してはいないが、あたりまえにしなければいけないものを無視しているということもある。それは侵害ではなくて「尊重していない」ということになるだろうか。

尊重というのは、権利侵害などが無いような手立てをあらかじめ講じるというようなことも含むと思う。

そうすると、「尊重するように努める」というのは、非常に曖昧な意味になるのではないか。「保障」するのか、それとも「尊重」するのかということが難しいところだ。

の部分については、子どもの権利の尊重ということで終わるのではなくて、「保護者は、子どもの権利を尊重するために、子育ての第一の責任者として、子どもの年齢や成長・発達に応じた支援や指導を行わなければなりません」とするというだけでよい。

子どもの権利を尊重するために、支援や指導を行うということではないと思う。「支援や指導を行う」ことは、あくまでも手段であって、それで終わってはいけないと思う。支援や指導などの積極的な関わりだけではなくて、子どもを理解することや、態度、言葉遣いなどというようなことも、子どもの権利を守ることにあたる。

子どもが自分らしく豊かに成長・発達していくことがあたりまえにできるようになることを実現するためにいちばん責任あるものとして、子どもの権利を尊重することを基本とするというところが出発点になると思うので、そこを押さえておきたいと思う。この部分が基本になりながら、地域はどう支援するか、施設はどう支援するか、市はどう支援していくかということがあるのだと思う。

保護者の部分で、「子どもの年齢や成長・発達に応じた」と言ってしまうと、保護者が発達心理学的な知識を持ったうえで、5歳児は5歳児らしく育てなければならないと言っているようなイメージを受けないか。保護者に発達心理学的なものまで要求するのかということにならないだろうか。

その子なりの成長があり、その子なりの発達があり、というところが尊重されなければいけないのだから、その表現はどうだろうかという感じはする。「年齢」という部分が気になる。

第2章(子どもにとって大切な権利)について

4の「意見を表明し参加する権利」についてだが、子どもの権利条約のユニセフ抄訳第13条の「表現の自由」で、「子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。」という条文があるが、私は、この部分をどうしても入れたいと思う。

その部分については、前回までの議論の中で、この章の最後の5の部分に、全体に掛かる子どもの役割として「互いの権利の尊重」ということで載せている。

確かにそうなのだが、5のところにもそういうことが書いてあるからいいじゃないかということではなくて、迷惑を掛けてはならないということも、もう少し分かりやすく、はっきりとした言葉で入れていただきたいと思う。お互いの権利の尊重とはどういうことなのかということも、しっかりと言葉で出しておかなければならないだろうと思う。

1から4までは具体的な権利が書いてあるのだが、5では具体的なことが書かれていないので、「こういうことなんだよ」ということが分かるような、具体的なことが書いてあってもいいのではないかと思った。

第1章の4に大人の役割があるが、その後、子どもの役割も入れたら良いのではないかという話も以前にあった。それが、議論の中で、子どもの役割については、子どもにとって大切な権利のところを持っていこうということになり、第2章のいちばん最後に持ってきた経緯がある。1から4までは権利のカタログだが、5はカタログではないので、この部分について、どういう書き方をすればいいのかということがある。権利条約の中には、子どもがどうするかということは具体的に書かれていないし、あまり強い表現で書きすぎると、権利と義務のような対比の仕方になってしまうような気がする。

これを推進していくときの皆さんの受け止め方が、この部分が無いことによって、好き放題やっていいかのように取られて、実効力が無くなるのではないかという懸念もあるので、この部分については書いておきたいと思う。

起草委員会の中では、5の部分についてはこのような表現になったが、解説の中では、当然子どもにも分かるように書いていくということを想定している。それを、本則の中に規定してしまうのがいいかどうかということで、他の条例を見てみると、他人の権利を尊重するという書き方が一般的であったということになる。

他人の権利を尊重するということはこういうことを言いますというのを、1つか2つ付け加えるということができないのか。

1から4の部分については、カタログ的に、子どもにとって大切な権利を言っているが、5の部分は権利ではなく、どちらかという注釈のような意味合いで、権利の行使の仕方について言っていることになるので、例えば、2章を、「それぞれの子どもにとって大切な権利」というように、それぞれの子どもにとって大切な権利があるんだという意味付けをしたり、あなただけの権利ではないということが、どこかにあるといいと思う。

この部分について、札幌市では、7条から11条までに大切な権利を挙げているが、これらのいちばん最初の7条の部分に、以下のことが大切なんだという前提が書いてある。

1から4までの権利のカタログの前に、札幌市と同じように「この章に定める子どもの権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」というようなことを、最初に書いてしまうことも可能だ。

いちばん前に大切なことを持ってきて、このことが前提にあり、これ以下のことがあるのだということが分かるようになっていけばいいのではないか。

第3章(子どもにやさしいまちづくりの進め方)について

3に「育ちの支援」とあるが、「育ちへの支援」ではないか。それから、4の「虐待等の取組み」についても、「虐待等への取組み」ではないか。

2の「保護者への支援」の で、「特別な支援が必要な家庭や特別なニーズがある家庭に対し」とあるが、特別なニーズがあるから特別な支援が必要なのであって、この書き方だと、重複しているような感じがして、どちらか1つでもいいような気がする。

「特別な支援」と言うと、特別支援教育と結びつきやすいので、「特別なニーズ」と言ったほうが幅広い言い方になると思う。また、「特別な支援が必要な家庭に対し、安心して子育てができるよう支援に努めます」と、「支援」という言葉が重複しているので、「特別な支援」という言葉をカットしたほうがいいと思う。

4を「虐待等への取組み」としたほうがいいのではないかという話があったが、虐待の予防や防止への取組みとか、虐待を予防するための取組みとか、そのような表現にしたほうがいいのではないか。

4の の中で、「救済の支援」や「予防への必要な取組み」と言っているので、私は、「虐待等への取組み」でもいいと思う。

「虐待等」となっているのは、このほかに、体罰やいじめなど様々なことがあるからだと思うのだが、「防止」と言ってしまうと、意味が狭くなってしまわないか。

虐待だけでなく、薬物や犯罪など、いろいろなことがあるので、タイトルに「虐待」と出さない方法もあると思う。

5のタイトルが「子どもの権利保障の検証」となっているが、には計画を作る部分も入っているので、「検証」だけでは意味が狭くなってしまふ。検証する前のプランの部分がタイトルに入っていないので、この部分についても、起草委員会で再度検討させていただきたい。

3の に「豊かな自己」という表現があるが、あまり聞き慣れない表現だと思った。「豊かな自己を育むことを支援する」という表現は、少しおかしい気がするので、例えば、「豊かな育ちを支援します」という表現などのほうがいいのではないか。でも、の中には「豊かな体験」という表現も出てくるので、「豊か」という言葉が続いて若干くどいような感じもして、「豊か」という表現を使い過ぎているのではないかという感じも受ける。

第4章(子どもを守るための仕組み)について

委員の皆さんにお聞きしたいが、4章には専門用語が使われていたりして、1章から3章までと、この4章の難しさのレベルが違うと思うが、この部分については、やはり、中学生や小学校高学年レベルに合わせて書いていくということになるのだろうか。

4章については、こういう表現でしか書けないだろうと思うが、解説の中で説明を加えていくことは可能だと思う。

4章はとても大事な部分だが、4章だけ内容が非常に厚くなってしまっているのでは、この中で特に必要なもの以外は、4章の中に書かずに別に定めてもいいのではないかと思う。この中で欠かせないものは何かということにクローズアップした条文にし、残りは細則で定めるとい

うことでよいのではないか。

4章の1から9までについては条例に書き込んでおくこととして、
、
、
といった細かい部分については規則に委任するというでいいと思うが、何のためにこの委員会を作るのかということについては、条文の中に残したほうがいいと思う。

9の相談員について、以前は、「調査員及び相談員」という記載だったものを、「相談員」という記載にしているが、この委員会の仕事としては、「調査」という言葉が出てくる。「相談」というのは、そこに来た人の相談を受けるということ、「調査」というのは、現地に行って調査をするということで、言葉のニュアンスが違ってくるし、例えば、札幌市では、身分証を作るということにしても、相談員の身分証と調査員の身分証がちゃんと分けられていて、どこかで調査をする際に、相談員の身分証を見せるよりも、調査員の身分証を見せるほうがインパクトがあると思う。ただ、予算的に相談員と調査員を両方置くことが難しいということであれば、川西市では、「調査相談専門員」という名称を付けているので、これも1つの工夫ではないかと思う。いずれにしろ、「調査」という言葉を残したほうがいいと思った。

それから、どうすればこの委員会の独立性や中立性が保たれるのかということが大事だと思うので、委員会を制度的にどこに位置付けるのかということ、委員会を動かしていくための事務局の設置場所をきちんと明記する必要もあると思う。

また、札幌市の第42条に、「活動状況の報告」というのがあり、委員会の活動状況は、「市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします」と謳っている。青森市の案では、勧告や要請などの内容の公表ということで、一般市民に公表するという手続きは定めているが、市長や議会へ報告するというところまでを書き込むかどうかということで、これがあるのと無いのでは、「報告」のニュアンスが全然違ってくると思った。

事務局をどこに置くかや、独立性を保つためにどのようなことをやるのかということについては、起草委員会と事務局の間でもまだ結論が出ていない部分になる。

委員会のネーミングについては、権利擁護委員と言ってしまうと、人権擁護委員と紛らわしい部分があるが、救済委員と言うと、子どもたちが近寄り難い印象になってしまうのではないかという懸念があるので、条例上の名称とは別に、通称を付けるなどして、子どもたちのアクセスを良くすることを考えなければいけないと思う。

条例上の名称は、「子どもの権利擁護委員会」ということにして、市内の中学生や高校生などから名前を募集するという形で、この条例の周知を図るということも考えられる。

今の子ども委員会議のメンバーと意見交換しながら、これを決めていくということもありかもしれない。

第4章のタイトルについて、「子どもを守るための仕組み」ではなく、「子どもの権利を守るための仕組み」ということで、権利という言葉を入れたほうがいいと思う。

終わりに

骨子案については、本日の意見を踏まえ修正することにしたいと思う。

事務局

次回の専門分科会は、本日のご意見の内容を起草委員の方々とやり取りさせていただいたうえで、6月30日の午前9時15分から、こちらの場所で開催することとしているので、よろしくお願ひしたい。それから、7月と8月については、7月21日の午前中と、8月11日の午前中という日程で進めさせていただきたいと考えている。

後半は、11時より隣の大会議室で子ども委員と意見交換を行うことになっているので、よろしくお願ひしたい。

案件(2) 子ども委員による(仮称)子どもの権利条例骨子案についての意見発表及び意見交換

グループAの発表内容

- ・ グループAでは、人によって態度を変える人がいるので、子どもの権利条約第2条に基づいて解決すればいいという意見が出た。この意見が反映されている箇所は、骨子案の第3章の2の「安心して生きる権利」、「あらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと」で、この反映箇所の内容について、グループから出た意見としては、「不当な不利益を受けないこと」の「不利益」がよく分からないので、この言い方をもう少し分かりやすくすればいいのではないかといいことだった。
- ・ 「うちは父子家庭だが、いまだに母親の顔を知らないので、調べる手段の提供、調べる手伝いをしてほしい」の反映箇所が、第3章の2の、反映箇所内容は「安心して生きる権利」、「あらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと」になっているが、反映箇所が正しくないという意見が出て、反映箇所が正しいと思うところは、第3章の2の、第3章の5の、第3章の2ののところに「自分を守る」というほかにも、「自分を成長させる」を入れたほうがいいという意見が出た。
- ・ 「父子・母子家庭の子が、それを理由にいじめを受ける」ということに関して、反映箇所は第3章の2の、反映箇所内容は「安心して生きる権利」の「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」なのだが、グループの議論内容としては、「いじめ」と「虐待・体罰」は切り離すべきだと思った。
- ・ 「教師が子どもに対して暴力で注意したり叱ったりするのは、子どもの教育にならないと思う。悪いことは叱ってもいいから、暴力はやめてほしい」の反映箇所は、第3章の2の、反映箇所内容は「安心して生きる権利」の「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」になっているが、これに関して、体罰は一体どこからどこまでを言うのか、本当に体罰はだめなのかという意見と、「一方的な体罰」にしてほしいという意見が出た。
- ・ 第5章の子どもの権利の侵害からの救済に関して、先生や生徒ではなく、第三者の立場からいじめや虐待、体罰を考えていくことが必要という意見が出た。

グループAの発表に対する意見

- ・ 「不当な不利益」という言い方が分かりにくいというのが同じ意見だった。

グループAの意見に対する児童福祉専門分科会委員からの説明

- ・ 「不当な不利益」というのがちょっと堅い表現なので、もう少し表現を分かりやすくしてほしいということだが、大人の分科会のほうで、このあたりはもう少し優しい表現にしたほうがいいということには気付いていて、修正案があるので、それについてはまたあとで伝えたいと思う。

- ・ 「不当な不利益」という部分は、現段階では表現が変わっていて、第3章の2の「安心して生きる権利」の「性別、国籍、障害、出生などを理由にいかなる差別も受けないこと」というふうに、「不利益」という表現をやめている。「いかなる差別も受けないこと」ということで意味が全部通じるのではないかと考えている。
- ・ 第3章の2の「自分を守るために必要な情報や知識を得ること」という部分について、自分を守るためだけでなく、自分を成長させるためにも、というような表現に変えてほしいという意見があったが、大人の分科会が審議している案では、「必要な情報や知識を得ること」という部分は、5の「参加する権利」の「意見を表明する権利」というところに含まれるとして、圧縮して削っている。自分を守るために必要な情報や知識を得ることという言い方は、少し意味が難しいのではないかとということもあって、現時点での案には入っていない。
- ・ 5の「参加する権利」の「適切な情報提供等の支援を受けること」というのがあるが、これと、2の「自分がダブっている」ということで、今の段階では、「家庭、育ち学ぶ施設、地域などで自分の意見を表明する権利が与えられること」という表現になっている。

グループBの発表内容

- ・ グループBでは、ポイントを3つに整理してみた。1つ目は、「子どもは大人の意見をちゃんと尊重しなければいけない。大人は子どもに目を向けて子どもの意見を尊重してほしい」という意見で、反映箇所が、第3章の5の「参加する権利」になっていたが、この文は前文に入れてもいいと思うので、はっきり条例に入れてほしいという意見が出た。
- ・ 2つ目は、「最善の利益」という言葉が、この言葉だけでは分かりづらいので、セットで「子どもの意見を聞く」という言葉を入れると少しは分かりやすくなるのではないかと意見が出た。
- ・ 3つ目は、骨子案の第4章の3の「施設関係者は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努める」と書いてあるが、この「子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努める」という部分は、施設関係者だけに限られる話ではなく、保護者やすべての大人に当てはまるのではないかと意見が出た。

グループBの発表に対する意見

- ・ 「最善の利益」については、私たちのグループでも、ちょっと分かりにくいという同じ意見があり、子どもにとっての利益というものと、大人の言っている利益というものが一致するのかもしれないかという疑問が出た。「最善の利益」という言葉の表現にはちょっと限界があるのではないかとということで、言葉を換えていただければうれしいと思う。
- ・ 「利益」という漢字自体に、私たちは「お金」というイメージを持っていて、大人は「利益」という言葉のいろいろな意味を知っているから、嫌なイメージはないかもしれないが、どうしても子どもの取り方と大人の取り方が違うので、そういう意味でも、最初に見た感じ、「利益」という言葉はあまり素敵なものではないというように思った。

グループBの意見に対する児童福祉専門分科会委員からの説明

- ・ 「最善の利益」といっても、大人の思っている「利益」と子どもの「利益」というのが一致するののかというところはすごく大事なところで、言葉で言い換えるのはすごく難しいが、我々が今考えているところでは、「子どもたちの本当のしあわせ」というような表現もいいのではないかとということで進めている。併せて、「最善の利益」というのも、今、社会的に使われている大事な言葉なので、それをどう入れるかということも含めて検討している。
- ・ 肝心な点は、皆さんぐらいの年代の、小学校高学年から中学生が読んで分かるような表現に

するということで、どうしても表現を言い換えるのが難しいところは、子どもたちが読んで分かるような解説書を作って、そちらを小学生にも中学生にも配布して読んでもらい、分かるようにしましょうという方針でやっている。「最善の利益」という言葉が、いちばん大事な言葉でありながら、すごく難しい堅い表現なので、今現在のところは、「子どもにとって本当のしあわせ」という言葉が適当ではないかということで考えている。別な言い方で言うと、「子どものしあわせを第一に考える」とか、このような表現にすれば分かるのではないかということで話をしている。

- ・ 「利益」は英語の「インタレスト interest」という言葉が原語で、「利益」という言葉は、「権利」と結びついた法的な意味での利益の、「法益」という意味合いを持っているが、「儲け」という意味で使われることもあるのでややこしくなる。それで、「子どもの本当のしあわせ」という表現を今考えている。

グループCの発表内容

- ・ 虐待のニュースを見たが、虐待をする親は心が子どものまま親になってしまったのだと感じた。「子どもの権利条約」を全員が親になる前に、子どものうちに知っておくべきだと思った。そのためは、リーフレットでは読まない人がいるので、交通安全教室のように映像や講演のように見せるといいと思う、という意見が出た。それについての議論内容は、11月20日の子どもの権利の日に学校などで映像を見せればいいということだった。映像とは、子どもの権利条約の存在を知ってもらうための映像で、学校で1時間くらいそれを見る時間を取って、それを見たあとでワークシートなどを使って考える時間を取るという意見が出た。
- ・ 以前の会議で私たちは、義務を果たさないで権利だけを主張するのではなく、義務を果たしたうえで権利はもらえるものだという意見を出したが、その意見に対してグループの議論内容は、子どもの義務は学校に行くことだと考え、しかし、いじめられたり障害を持っていて、学校に行きたくても行けない人がいるので、そういう人に義務を果たせというのは大変だという結論に至り、むしろ権利が侵害されているので、権利を保護する必要があるという結果になった。
- ・ 先生の言ったことを守らないとき、厳しい指導が必要になることは分かるが、暴力的になることがあるので、手を出しすぎず、もう少し生徒の声に耳を傾けてほしいという意見が出た。グループで議論した結果は、反映箇所は第3章の2の だけでなく、第4章の2の にも関わることではないかということだった。子どもは大人から守られるべきだが、大人の言うこともしっかり聞くことも大切だと思うので、暴力を振るう先生も悪いところがあるが、先生の言うことを聞かない生徒も悪いという結果になった。
- ・ この前の大人との合同会議で、校則がしっかり守られていないので、その場合は親に協力してもらおうという意見を出したが、それに対して、グループで話し合っ、守らないときにすぐに親が出てくるのではなく、自分が社会に出たときに必要なルールなので、自分で善悪を判断し、校則を守るという意見が出た。
- ・ 骨子案の第5章の、子どもの権利の侵害からの救済というところで、いじめ、虐待、体罰などによって悩み苦しんでいる子どもたちを救済するための仕組みを新たに設置するとあるが、いじめられている人がこの制度を利用することによって、さらにいじめられるのではないかという意見や、いじめ、虐待、体罰に苦しんでいる子どもが、果たして本当にこのような制度を利用できる心理状況にあるのか、という意見が出た。そういう仕組みや制度を利用しているということを、学校の先生や周りの友達などに知られた場合、先生にチクったみたいな感じで、「何でここのをいちいち利用するんだよ」みたいにバカにされたりするようなことも少なからずあると思うので、設置するのはいいと思うが、いじめられている子どもの心のケアとい

うか、相談した後どうなるのかというところが疑問というか課題だと思った。

グループCの発表に対する意見

- ・ 私たちのグループでは、いじめ、虐待、体罰などについて、第三者の立場から判断することが必要だというふうに考えたのだが、それをやったことにより、いじめが起こるという可能性があると思った。でも、これを設置しないことによって、第三者の視点から判断する人がいないと、これからもっと先、いじめが増えていく可能性があるので、どういう方法で設置していくのかというところを考えながら設置していったほうがいいのではないかと思った。

グループCの意見に対する児童福祉専門分科会委員からの説明

- ・ 先生の体罰の問題の話で、第4章の2のにも該当すると言ったところは、3の ではないだろうか。第4章の2は保護者の責任、3が学校などの施設関係者の責任となっているので、3のほうに該当するのではないかと思う。
- ・ 今、皆さんが言われたようなことは、子どもの権利などを学ぶことによって気が付くということがあると思う。これをやっていいことなのか、悪いことなのかを、自分で判断できなかったことが、何か1つ判断基準があることによって、それが抑止されるということで、そういう意味でも予防の機関が必要なんだと思う。子どもの権利を守るための機関があって、その中に照らして、自分たちがやっていることがどうなのかとか、誰かから指摘されたことはどうなのかということを皆さんが考えたりするようになることを、私たちは望んでいる。
- ・ 皆さんの持っている資料では、子どもの権利の日は、子どもの権利条約が国連で採択された11月20日ということになっているが、今、私たち大人のほうでは、できれば5月22日にしたいと思っている。こどもの日があって、母の日がある5月の、緑の葉っぱや青々とした命が感じられるような季節ということで、5月22日に制定したいと思っている。この日は、日本で子どもの権利条約が効果を持ち始めた日なので、11月20日より5月22日のほうがいいのではないかと考えている。
- ・ 皆さんがケガをしたら病院に行くのと同じことで、皆さんの大事な権利が傷ついたときに、やっぱり病院に行ってほしいので、私たちはそういう病院を作りたいと思っている。病院に行った人に、「何で病院なんかに行くんだ」と言うことのほうがおかしくないだろうか。皆さんが行きやすい、気軽にちょっとケガをしてもこれ治してもらいたいとか、絆創膏を貼ってもらいたいとか、みんなが気軽に行けるような、そんな病院を作りたいと思っている。だから、「あいつ、あんなところに相談して」みたいなことを言われたいようなものにしたいということを考えている。いじめられた人や、ひどい目にあっている人が、声をあげられるだろうかという話があったが、だからこそ、大ごとにならないうちに、気軽に相談できるようなところにしたいということである。

それから、相談を受ける側の大人も、話し合いでうまくまとめるといふか、一方的に「それはおかしい」と強く言うだけではけんかになってしまうので、「言われたほうはこう思っていたのか。悪かったな。また仲良くなるう」みたいな解決を目指していきたいと思っている。救済や相談の機関というのは、すごく大事なものだと思うし、皆さんに権利があるんだということであれば、こういうものを是非利用してもらいたいと思う。

グループDの発表内容

- ・ 第5章について話し合った結果、擁護委員の設置には賛成だが、「擁護委員会」という名前が堅くて入りづらい気がするので、もうちょっと柔らかいような感じにして、誰でも話せるような場所にしてほしいと思った。

- ・ 条例を全体的に読むと、「是正措置」とか「権利擁護」とか「救済」などの難しい言葉が入っているので、もうちょっと分かりやすい言葉にしてほしいという意見が出た。
- ・ いじめが起こってからでは対策が遅いと思うので、起こる前に防いでもらいたい。
- ・ 擁護委員の人数が少なく、偏ってしまうのではないかという意見が出たので、いろんな立場の人が3人以上とか5人以上いてもいいと思った。委員の選び方も、もうちょっと具体的に表してもらえればうれしいと思う。相談する場所も、もっと増やして、例えば、公民館などに1人ずついるとか、相談できる人がたくさんいればいいと思う。
- ・ いじめなどで困っている人たちが、見えないサインを出していても分からない人が多いと思うので、そういうサインを、例えば学校の職員の人とかが見抜けるように、講習会みたいなものを開いてほしいと思う。そして、制度を使っていじめられるというのは、一昨年出した「子ども宣言文」が、まだ広まっていないということだと思うので、広報を工夫したり、イベントやワークショップ、学校での全体総合をやれば、もっと理解が多くなって、そういう人が減るのではないかと思う。

グループDの意見に対する児童福祉専門分科会委員からの説明

- ・ 私たちも、「子どもの権利擁護委員」というのは分かりづらいと思っていた。愛称のような別の名前を付けて、子ども向けに言い換えようという意見も大人のほうで出ていたので、条例の中では堅い言い方になるかもしれないが、言い換えをしたいと思っている。
- ・ 擁護委員の人がたくさんいて、いろんな人がいればいいというのは、確かにそうだと思うが、例えば、他の市の例を見ると、弁護士とかカウンセラーとか、教育関係者や大学の先生とか、それぞれ専門が違うような人を3人くらい配置していることが多い。多ければいいかという点も必ずしもそうではなくて、市の規模にもよるので、青森市くらいの規模だと、私は3人くらいでもいいのではないかと思う。あまり人数が多いと、スピーディーに動けなくなることもあるし、何よりも、子どもの声を素早くキャッチして、それを救済につなげるという点、ちゃんと対応していくということが大事なので、それができる程度の規模であればいいのではないかと思っている。もうひとつは、現実的な話になるが、人が多くなればなるほどお金がかかってしまうということがある。こういう制度を作るということは、必ずお金、予算というものがかかるので、その辺りの費用の問題と効果の問題、両方を天秤にかけて、このくらいかなというのを考える必要がある。
- ・ 困った状態にある子どもの声を聞くということ、これまでも、市や県や国などのレベルでいろいろやっていて、例えば、「児童相談所」や、民間やNPO的なところでボランティアでやってくれているところや、電話相談のところで「チャイルドライン」など、いろいろな相談の方法があるけれども、ただ相談を受け付けるだけではなくて、特に緊急を要するようなところにまで手が届くものとして、青森市はこれまでなかったものを作ろうとしている。ここに、10人も20人も置くということではなくて、少数精鋭という点、そういう機能を持ったものを作るということである。
- ・ 言葉が難しく分かりづらい部分があるということでしたが、そういうところは全部直るものと思っていたらいい。堅い表現は、小学校高学年から中学生くらいが分かるような、国語辞典を引けばすぐ意味が分かるような感じのものに変えるという方針で考えている。

発表全体を通しての意見交換

児童福祉専門分科会

グループAで、いじめ、虐待、体罰は別々にしたほうがいいのかという意見があったが、どういう見方からそのような意見になったのか。

グループA

いじめというのは全部ではないが、子どもが子どもに対して差別を抱いてそこから生まれるもので、虐待や体罰というのは大人が子どもにやることが多いと思うので、それは解決方法なども違うのではないかと思った。

児童福祉専門分科会

「一方的な体罰」にしたほうがいいのかという意見もグループAで出ていましたが、それはどういう意味か。

グループA

体罰は、例えば、子どもが悪いことをして軽く小突く意味の体罰もあれば、何もしていないのに理不尽な理由から暴力を受けるということもあり、それはまた別のものになるので、「一方的な体罰」にしたほうがいいのかと思った。

児童福祉専門分科会

今の大人の案では、被害者が全部子どもだという視点から、いじめも虐待も体罰も一緒にしているが、グループAの意見では、いじめの場合は子どもも気をつけなくてはいけないという意味で、そこに注目したということだと思う。

それから、体罰については、本当に許されない体罰もあるが、何もかもが体罰ということではないだろうということで、その仕分けが難しいが、厳密には、いろいろな裁判事例があり、最高裁判所の判例の中でも、このケースだと許される、許されないなどの事例がたくさんあるので、さかのぼっていけば、ちゃんと区分ができるようになっている。

グループC

先ほど、専門分科会の委員のかたが、権利を傷つけられたときに行く病院を設置したいということをおっしゃっていたが、子どもがそういう病院を利用することをおかしいと思う人もいるので、子どもたちが病院を利用することを円滑に進めるために、そういった認識を変えるという必要があるということは考えているか。

児童福祉専門分科会

虐待された人でないとも来られないようなものではなくて、気軽に相談してもらえようとするのではなくてはいけないと思うので、大ごとになる前に、相談でも何でも気軽にしていただけるようなものにしたいと思っている。「あんなところに相談して」みたいなことではなくて、「じゃあ、一緒に今日放課後行ってみようか」みたいな、そのようなイメージにできればいいと思っている。私たちは、せっかく制度を作る以上は、特に子どもの皆さんには相談してもらいたいと思うので、どうしたらそういうふうにできるかという皆さんのアイディアも伺いたい。

グループC

やはり、相談したことが漏れないようにすることだと思う。

児童福祉専門分科会

話してもらったことをどう扱ったらよいかということだが、相談を受けた側の胸に留めておくだけでいいのか、それとも、これを先生には伝えようとか、お母さんには伝えようとか、いろ

いるなことがあるので、その前には必ず、相談してくれた子どもの了解をとって、どうするかということを決めていくのは当然だと思う。子どもの権利を守るということは、子どもが主人公というか、子どもが「こうしたい」ということを尊重していかないと意味が無いと考えている。

終わりに

今日、大人の専門分科会で議論した案は、皆さんに検討してもらっているのとはだいぶ違って、もう少しコンパクトに、分かりやすくなっているので、その辺りのズレがもどかしいが、この次に皆さんが検討するときまでには、もう少し煮詰まったものを皆さんにお渡しできると思うので、それをまた見てもらって、それでもなお、質問や意見や疑問などがあつたら、出してもらいたいと思う。